

議第109号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

1 制定の趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行に伴い、関係する条例について会計年度任用職員の制度の創設に伴う規定の整備など所要の改正をするものです。

2 主な改正内容

条例名	改正内容
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(第1条関係)	地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部改正に伴い、引用条項を改めます。
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(第2条関係)	
呉市職員の分限に関する条例(第3条関係)	条例の規定を会計年度任用職員に適用する場合の読替などの規定の整備をします。
呉市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(第4条関係)	条例の規定を会計年度任用職員に適用する場合の読替規定の整備をします。
呉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(第5条関係)	会計年度任用職員を条例の対象から除く規定の整備をします。
呉市職員の育児休業等に関する条例(第6条関係)	育児休業をしている職員に対する期末手当の支給の対象から会計年度任用職員を除くなどの規定の整備をします。
呉市報酬及び費用弁償条例(第7条関係)	地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正に伴い、引用条項を改めます。
呉市職員の給与に関する条例(第8条関係)	会計年度任用職員を条例の対象から除くなどの規定の整備をします。

3 施行期日

令和2年4月1日